

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ス
 代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 司
 (J A S D A Q ・ コード 6634)
 問 合 せ 先
 役 職 ・ 氏 名 代表取締役副社長 石原 直樹
 電 話 03-5766-9870

ストック・オプション（第 11 回新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成26年2月26日開催の当社定時株主総会で承認されました「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、新株予約権の行使に際しての払込金額、その他未定の部分は、平成26年10月31日に決定する予定です。

記

1. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の発行日	平成26年10月30日						
(2) 新株予約権の発行数	1,000個（1個当たりの株式数100株）						
(3) 新株予約権の発行価額	金銭の払込を要しないものとする。						
(4) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数	当社普通株式100,000株						
(5) 新株予約権の行使に際しての払込金額	未定（平成26年10月31日に確定予定）						
(6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額	未定（平成26年10月31日に確定予定）						
(7) 新株予約権の行使期間	平成28年10月31日から平成32年10月30日						
(8) 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組み入れる額	未定（平成26年10月31日に確定予定）						
(9) 新株予約権の割当対象者数	<table data-bbox="798 1836 1197 1971"> <tr> <td>当社の取締役</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>当社の従業員</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>完全子会社の取締役</td> <td>1名</td> </tr> </table>	当社の取締役	5名	当社の従業員	3名	完全子会社の取締役	1名
当社の取締役	5名						
当社の従業員	3名						
完全子会社の取締役	1名						

2. 支配株主との取引等に関する事項

本件新株予約権の発行は、その一部につきまして、当社の親会社である株式会社フィスコの取締役を兼務する深見修、八木隆二、佐藤元紀の三氏を割当対象としていますので、支配株主との取引等に該当しております。

うち佐藤元紀氏は当社の取締役ではなく、子会社の取締役を兼務しております。当該取締役は当社の連結子会社の株式会社ケアオンラインの取締役として選任しており、介護業界に精通して営業ノウハウの共有や営業戦略の立案などにより営業強化を図り、今後の当社グループの業績に寄与することを期待して付与いたします。

(1) コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

当社では、コーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」について、「支配株主との取引については、各取引における市場状況等を把握し当該市場等の客観的な情報をもとに、一般的な取引条件と同様に合理的な決定がなされており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。」と定めております。本件新株予約権は、当該指針に則って決定されております。なお、兼任取締役に対する本ストック・オプションの割当は、当社の業績と株価に対し、一定の責任をもつことにより株主の皆さまとの利害の共有化を図ることを目的とし、これにより、当社の業績及び企業価値の向上が期待され少数株主を含めた株主の皆さまへの利益の拡大につながるものと考えており、上記の指針に沿うものと判断しております。

(2) 公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件新株予約権は、第 30 回定時株主総会に上程し、承認可決されているとともに、社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。

また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。さらに、本件新株予約権の付与が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区）によって、本件新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた割当てを行っております。

なお、本日開催の当社取締役会において、ストック・オプションの割当に関する議案については、株式会社フィスコの取締役を兼任している深見修及び八木隆二の両氏は、利益相反を回避するために、本議案の決議に参加せず、決議に参加した取締役全員の承認を得ております。

(3) 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

本件新株予約権の発行を決定した平成 26 年 10 月 30 日開催の取締役会の審議において、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外取締役長瀬 眞氏より、本件新株予約権が社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行されるものであり、また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

(ご参考)

取締役会決議	平成 26 年 10 月 30 日
株主総会承認日	平成 26 年 2 月 26 日

以 上